

千葉県立保健医療大学聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第55条の規定により、聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 聴講生として入学することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学則第26条各号のいずれかに該当する者
- (2) その他学長が特に認めた者

(入学の時期)

第3条 聴講生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

- 2 聴講生の在学期間は、1年内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、1年を超えない範囲で在学期間を延長することができる。

(出願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検査料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (4) その他学長が指定する書類

(選考)

第5条 前条の規定により入学を志願する者については、書類審査及び面接、又はそのいずれかにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(履修手続)

第7条 聴講生は、履修を許可された科目の登録を指定の期日までに行わなければならない。

(授業料等)

第8条 聴講生は、履修する単位にかかる授業料を納付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、履修に要する特別の費用は、聴講生の負担とする。

(履修科目)

第9条 聴講生が履修することができる授業科目は、原則として、講義科目とする。

- 2 聴講生は、演習、実験、実習又は実技科目については、履修することができない。

(学則等の準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、聴講生については、本学の学則及び諸規程のうち学部の学生に関するものを準用する。

(入学許可の取消し)

第11条 聴講生が学則若しくは諸規程に違反したとき、又は聴講生としての本分に反したときは、学長は、第6条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行する。